

## 定額ミニ 使用許諾契約書

定額ミニ（以下本製品といいます）のご使用に際しましては、下記の条項すべてに同意いただける方  
にのみ、使用が許諾されます。

### 第1条(定義)

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

#### 1. 「シリアルキー」

本フォントを使用するにあたり、当社から個別に発行する符号等をいいます。

#### 2. 「本サイト」

本フォントを使用するにあたり、会員登録などが必要となる当社の EC サイト  
(<https://www.font.jpn.com>)をいいます。

#### 3. 「本ソフトウェア」

本フォントのコンピュータへのインストール、削除を行うフォント管理ソフトウェアの「Font  
Concierge(フォントコンシェルジュ)」の事をいいます。

#### 4. 「お客様」

本フォントを使用するにあたり本サイトに会員登録を行い、正当に本フォントを使用するライセンス権  
利を購入された方または企業をいいます。

### 第2条(知的財産権)

本フォントは、鑑賞、情報伝達、イメージの高揚を目的とした文字デザインまたは書体デザインであり、  
これをデジタル数値化し表現したデジタルコンテンツです。本フォントの知的財産権は、当社または当  
社が許諾を受けている企業または個人に帰属しており、お客様は本契約の各条項の範囲内でのみ使用  
する事が出来ます。商用二次利用としてデザイナーがデザインとして納品したものを出版事業者が画  
像パーツ化して頒布することを許諾 します。

ただし、「素材提供：スキルインフォメーションズ」と書籍奥付に記載することとします。

### 第3条(使用の範囲)

1. お客様は、本製品を1台のみのコンピュータにインストールし、当社が出力可能と定義した使用環境  
にて下記の使用权を有します。

なお、この台数を越えて使用（複製作成）した場合は著作権法違反及び損害賠償の対象となります。

2. お客様は、本フォントのアウトラインデータを作成し、不足の文字を作成する事が出来ます。但し、  
このように作成した文字は、第三者に譲渡、使用許諾、転売する事は出来ません。

3. 本製品から得られる派生文字デザインイメージを印刷装置に印字すること、広告 看板を作成するこ  
と、映像装置に表示することができます。同じく WEB ページの文字表現用として使用することができます。

本製品から得られる派生フォントを PDF データに埋め込んで配布配信することができます。

前3項とも非営業用の個人用、自社用等の自己使用、またはお客様が特定できる 第三者宛に限り受託  
業務用に限られます。

#### 第4条(禁止事項)

お客様が下記の各項目を行う事は出来ません。

1. 本フォントデータを本ソフトウェア以外によって、コンピュータからコピーまたは取り出す行為。
2. 本フォントをサーバーにインストールして使用する行為。
3. 本フォントの一部または全部を第三者に譲渡、貸与、使用、許諾、転売する行為。
4. 本フォントのデータを改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブルを行う行為。
5. 本フォントをレンタルその他の賃貸業その他の商業行為に類似する行為に使用する行為。
6. 本フォントをネットワーク経由で利用させる行為、または本フォントを第三者に送信可能な状態にする目的でネットワーク上に蓄積する行為。

#### 第5条(保証)

当社は、本フォントに瑕疵があった場合には、瑕疵を修正したものを随時更新致します。

#### 第6条(免責)

当社は、本フォントのご使用により生じたいかなる損害についても、これを賠償する責任を負いません。

1. 請求原因の如何を問わず、当社が負う責任は、お客様が実際に支払った本フォントの対価を上限とします。
2. 本フォントの別途使用規定等を定めて提供されるものについては、本契約のほか当該規定等に従うものとなります。

#### 第7条(契約解除と終了)

1. お客様が本サイトへシリアルキーを登録した時点から各プランにより、予め決められた期間の利用が可能となります。
2. お客様が本契約に違反した場合、当社は予告なく本契約を解除することが出来るものとします。本契約が解除された場合、お客様は直ちに本フォントの使用を停止するものとします。
3. 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず既に支払い済みの本フォントの利用料は返金しないものとします。  
但し、当社の責めに帰すべき事由により本契約の契約期間中に本契約を解除する場合、残余の契約期間の利用料に相当する料金を返金するものとします。
4. 当社はお客様の本フォントの更新ライセンスを終了し、本契約の契約延長を行わないことが出来るものとします。本契約の契約延長を行わないことに関し、当社はいかなる責任も負わないものとします。
5. 前2項に定める本契約の解除、本フォントの更新ライセンスの終了及び契約延長の終了に関し、当社は当該各項の規定以外の責任を負わないものとします。

#### 第8条(解約に関する誓約)

解約は有効期限が終了した時点、成立するものとします。

有効期限内の利用停止、アプリのアンインストールはお客様のご意思で行えます。

有効期限終了後は、お客様の PC より完全にフォントデータが削除されているものとします。

#### 第 9 条(契約の追加及び変更)

本契約は、法規の変更、または当社の事情によって当社が変更することがあり、お客様はそれに同意するものとします。

変更については、本サイトに表示します。お客様が本契約変更後に本フォントを使用した場合、お客様は変更された本契約に同意したものとします。

#### 第 10 条(合意管轄)

本契約及び個別契約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

スキルインフォメーションズ株式会社